

平成

二十五年

五條市議会第二回六月定例会会議録(第四号)

平成二十五年六月十八日(火曜日)

議事日程(第四号)

平成二十五年六月十八日 午前十時開議

- 第一 議第二十九号 一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 議第三十号 五條市子どもサポートセンター条例の制定について
- 議第三十二号 五條市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議第三十七号 平成二十五年五條市一般会計補正予算(第一号)議定について
- 議第三十八号 奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めることについて
- 第二 議第三十一号 五條市子ども・子育て会議条例の制定について
- 第三 同第一号 五條市公平委員会委員の選任について
- 第四 同第二号 五條市固定資産評価員の選任について
- 第五 議第四号 五條市政治倫理条例の制定について
- 第六 議第五号 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書について
- 第七 議第六号 速やかな取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の実現を推進する意見書について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員(十二名)

欠席議員(二名)

説明のための出席者

市長
教育長

堀 太
内 田
伸 好
起 紀

十番 四番
山 堀
田 川
澄 浩
雄 美

十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	九番	八番	七番	六番	三番	二番	一番
田	大	土	花	峯	益	池	藤	川	吉	山	福
原	谷	井	谷	林	田	上	富	村	田	口	塚
清	龍	康	昭	宏	吉	輝	美	家	雅	耕	
孝	雄	嗣	典	政	博	雄	子	廣	範	司	実

事務局職員出席者

事務局係長	事務局長	理事	青
事務局次長	事務局次長	市長公室長	山
事務局長	秘書課長	総務部長	櫻
	市長公室次長	危機管理監	竹
	秘書課長	すこやか市民部長	榎
	財政課長	あんしん福祉部長	内
		産業環境部長	成
		都市整備部長	智
		西吉野支所長	
		大塔支所長	
		教育部長	
		水道局長	
		消防長	
		会計管理者	
		和	
		竹	
		河	
		上	
		中	
		中	
		町	
		森	
		森	
		新	
		辻	
		谷	
		山	
		櫻	
		竹	
		榎	
		青	
		山	
		内	
		成	
		智	
		博	
		博	
		吉	
		彦	
		三	
		美	
		雄	
		彦	
		夫	
		行	
		弘	
		治	
		充	
		克	
		男	
		友	
		治	
		明	
		旬	
		彦	
		豊	
		雅	
		保	
		谷	
		乾	
		久	
		笹	

事務局主任 片山仁美
速記者 柳ヶ瀬五美

午前十時零分再開

○議長（峯林宏政）ただいまから、去る十日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

山田澄雄議員及び堀川浩美議員から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しており、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（峯林宏政）日程第一、議第二十九号、議第三十号、議第三十二号、議第三十七号及び議第三十八号の五議案を一括して議題といたします。

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので委員長に報告を求めます。総務文教常任委員会山口耕司委員長。

〔総務文教常任委員長 山口耕司登壇〕

○総務文教常任委員長（山口耕司）おはようございます。議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第二十九号、議第三十号、議第三十二号、議第三十七号及び議第三十八号の五議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、十日の本会議において当委員会に付託され、十一日、午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第二十九号、一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定につきましては、平成二十五年度における地方公務員の給与に

ついで、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、地方公共団体において、速やかに国に準じ、必要な措置を講ずることを、総務大臣から要請されていることにより、減額措置を講ずるものと当局から説明がありました。委員から、手当等に対する措置の内容についてただしたのに対し、「手当等については増額したものはなく、減額になるのは、給料を基礎に一定の割合を乗じて算出される期末手当・勤勉手当・管理職手当・時間外勤務手当・休日勤務手当及びこれらに準じる手当である。」との答弁がありました。委員からは、国家公務員、地方公務員、大手の民間企業で働く労働者の給料の引下げが原因で、不況が約十年間続いている。給料の引下げはマイナス面の方が大きく、また、安定した職業がないことや収入が少ないことにより結婚できない。結婚しても収入が不安定であるため子供を作れない。それらが少子化の原因の一つとなっていることもあり、この条例については反対であるとの意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第三十号、五條市子どもサポートセンター条例の制定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、子供の健全育成、児童・生徒や関係団体の指導育成、児童・生徒及びその保護者の教育上の心の悩みの相談、適応指導教室の運営等を行うため、五條市子どもサポートセンターを設置するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、子どもサポートセンターの内容についてただしたのに対し、「青少年センターから子どもサポートセンターに名称を改め、不登校やいじめ等、子供たちの心の相談を中心に対応していくものであり、主として対象者を十八歳未満の幼児・児童・生徒とするため名称を変更した。」との答弁がありました。

また、職員配置についてただしたのに対し、「心の問題に対応するためカウンセラーを一名増員した。」との答弁がありました。

また、保護者に対するサポートについてただしたのに対し、「児童・生徒及びその保護者の教育上の心の悩みの相談に対応する。」との答弁がありました。委員から、子供を家庭で教育している保護者にも問題点が多々あると思うので、保護者の指導もしていただきたいとの意見がありました。

また、入所の制限についてただしたのに対し、「入所の制限は、他人に迷惑を及ぼすおそれがある者や営利を目的とする者等に対し、入所を拒むことができるものである。」との答弁がありました。

また、問題を起こした児童・生徒の入所についてただしたのに対し、「学校と協議をしながら判断してまいりたい。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第三十二号、五條市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定によ

り、五條市新型インフルエンザ等対策本部を設置するもので、当局の説明により了承した次第であります。インフルエンザ発生
の防止対策への対応についてただしたのに対し、「感染症の知識と予防を周知し、感染の発生の予防に努めるものである。」との答弁があり
ました。また、危機管理課が担当することについてただしたのに対し、「五條市は感染症対策本部設置要綱に基づき、インフルエンザ等に
対応しているが、新型インフルエンザについては、ウイルスの全容や危険性について現時点で詳細に判明していない状況であり、五條市全体に
与える危機的な状況を見据え、危機管理課で対応することとした。本部体制としては関係部長を始め、保健福祉センター等関係する部署と連
携をとって対応していくもので、国においても、社会経済に対する影響が大きく危機的な対応が必要であり、従来のインフルエンザの対応で
は不十分であるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法を策定したものである。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を
経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第三十七号、平成二十五年五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ七千六百
八万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ百九十億五千六百八十八万六千円とする歳入歳出予算の補正並びに地方債を補
正するもので、補正予算の主な内容は、五條新町通りを活用したまちづくりを横浜美術大学の協力を得て実施するための経費として七百五十
七万四千円、大塔町地内の避難所及び集会所機能の向上を目的に、ふれあい交流館非常用発電設備等整備事業費として三千五百四十万円、防
災行政無線の自動起動や、Ｊアラートを經由する警報等のメール配信などを自動起動できる装置を設置するための自動起動装置整備業務委託
料等の追加であり、いずれも国・県等による本年度補助事業の交付決定や採択の見通しを勘案して、補正予算を編成したもので、当局の説明
により了承した次第であります。委員から、美術大学拠点施設誘致推進事業委託料の内容についてただしたのに対し、「平成二十五年当
初予算で旧岡橋邸を改修し、美術大学生等がセミナーハウスとして使用する準備のため、特定非営利活動法人大和社中に事業委託するもの
あり、主に人件費である。」との答弁がありました。

次に、ふれあい交流館非常用発電設備等整備事業の内容についてただしたのに対し、「蓄電の設備は含まれていない。また、非常用発電設
備は、約二五〇キロワットで、災害時に最低限必要な部分である、廊下、階段、ポンプ施設、トイレ等への供給を計画している。」との答弁
がありました。また、ふれあい交流館の発電施設以外の整備内容についてただしたのに対し、「ふれあい交流館の二階部分にあるアスレチック
ルームとプレイルームを災害時に避難者が利用できるよう畳敷きにすることや、共同の調理施設を設置するものである。」との答弁があり
ました。また、財源についてただしたのに対し、「事業費三千五百四十万円に対し一千二百六十五万円の国庫補助がある。」との答弁があり

ましたが、委員から、財源の有無にかかわらず、計画的に対応していくべきであるとの意見がありました。

次に、Ｊアラートの警報内容についてただしたのに対し、「地震速報、津波速報、火山噴火警報、気象情報、国民保護情報が発信される。」との答弁がありました。また、大淀町は防災行政無線を整備・設置し、Ｊアラートの警戒通報が入るようになっているが、五條市の考えについてただしたのに対し、「大塔地区の防災行政無線については、Ｊアラートの警戒通報が入るよう県とも交渉しており、五條地区、西吉野地区については、防災行政無線を整備するための調査費が計上されており、将来的に整備されれば警戒通報が入る機能がある。」との答弁がありました。委員から、「地震情報についてはできるだけ早く国民に伝える必要がある。また、五條地区、西吉野地区についても進める方向で願います。」との意見があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第三十八号、奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めるとつきましては、消防組織法の一部を改正する法律により改正された消防組織法第三十一条の規定に基づき、消防事務の一部を共同処理する奈良県広域消防組合を設立することについて、構成市町村との協議を要するため、地方自治法第二百八十四条第二項及び同法第二百九十条の規定により議会の議決を求めると当局から説明がありました。委員から、消防本部が橿原市一箇所になり、火災報知専用電話も本部で一括して受けることになる。消防本部が地震等で倒壊したり、電話が集中して回線が一杯になった場合の対応についてただしたのに対し、「現在の十一消防本部はそれぞれ代表の消防署として地域に残り、消防本部が使用できなくなれば代表の消防署で対応する。また、回線が一杯になっても自動的に切り替わらないが、西日本電信電話株式会社が常時監視しており消防本部と確認しながら切り替えることができる。」との答弁がありました。また、現在の十一消防本部における年間の通報件数、出動件数についてただしたのに対し、「平成二十三年の火災報知専用電話の受信回数は八万七千九百二十九回、出動件数は救急が三万八千七百八件、火災が二百六十件、救助は七百八十三件であった。」との答弁がありました。また、現在の十一消防本部の通信指令に従事している職員数と広域化後の職員数及び通信機器の設置台数についてただしたのに対し、「通信指令に従事している職員は十一消防本部合計で現在九十四人で、広域化後は四十人になる。通信指令機器は八台となる。」との答弁がありました。また、通信指令に従事する職員四十人の通常の配置人数についてただしたのに対し、「三交代で勤務をするので、一当務当たり十二人に加え、日勤で管理的立場の者が対応することになる。」との答弁がありました。また、一度に五十回線の火災報知専用電話があった場合の対応についてただしたのに対し、「想定では通信指令機器は八台であるが、一台で三回線分使えるように切り替えることができ、合計二十四回線分になる。五十回線

が同時となると西日本電信電話株式会社と確認しながら代表の消防署に切り替えることになる。」との答弁がありました。西日本電信電話株式会社との協議に時間も掛かり、切り替わったとしてもそれぞれ代表の消防署における通信指令業務への対応や体制については、経費よりも大事なことであり、もっと協議しなければならないとの意見がありました。また、現在十一消防本部の職員数は、合計で一千二百八十九人であるが、国の基準は一千三百五十一人となっており、広域化により平成二十三年度には一千二百二十六人と想定しているが、事務をしている職員で現場に配置できる人数についてただしたのに対し、「五條市の場合は分署が離れているため、現在と同じ人数の対応になる。」との答弁がありました。また、消防本部が倒壊した場合の瞬時の回線切替についてただしたのに対し、「まず、消防本部庁舎については、震度七に耐え得るものとなっている。現在の五條市消防本部は二回線であり、ほかの回線に切り替えることはできない。広域化になれば西日本電信電話株式会社が常時監視しており、代表の消防署に切り替えることができるが、回線が一杯になった場合等は西日本電信電話株式会社と確認しながら切り替えることになる。」との答弁がありました。また、現在ある十一消防本部の通信が一箇所に集まることの危険性や、樺原市にある消防本部の庁舎は建築後二十五年経過していること、一日二百四十回の火災報知専用電話が同時に入ってきた場合には受けることができない等の理由によりこの議案には賛成できないとの意見がありました。また、消防広域化に対する市長の考えについてただしたのに対し、「市町村サミットから広域化で進んできた。御指摘があったように不安材料もあるので、今後対応していくところはしていかねばならないが、広域化により大規模な災害に対し、応援体制が瞬時に組織の中でできる。また、通信指令システムを一本化することにより通信指令に従事していた職員を現場に配置転換でき、全体的・総合的な判断をすれば、五條市にはメリットがある。市民の生命、財産を守る上で広域化は必要不可欠である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て起立による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（峯林宏政）この際、委員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄登壇〕

○十四番（大谷龍雄）ちよっと先にお聞きしておきたいのですけれども、今山口委員長の方から報告があつた全議案は一括採決ですか。（「はい」の声あり）

それでは議長の発言許可をいただきましたので、議第二十九号、一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定に對しましての反対討論を申し上げます。

条例の内容は委員長からも報告がありましたように、職員の皆さん方の給料月額に一〇〇分の〇・九を乗じた額に相当する額を基礎に、一定の割合を乗じて算出される期末手当、勤勉手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及びこれらに準ずる手当が減額になるということです。全部減額ですね。

皆さん方も御存じのように思い返しますと、国家公務員、地方公務員の給料、手当の減額がこの十数年の間で確か三回ないし四回行われてきております。これと併せて、日本の大企業の中で働く従業員の皆さん方の給料、手当等も何回かずつと減額されてきてますね。そんな中で、今長期にわたつてデフレ不況が続いておりますけれども、このデフレ不況の原因は専門家等々の見解では、国民の皆さん方の所得を十数年間減らしてきたために、物を買う力が低下してきているわけですね。合併前と合併後を比較するとあきませんので、五條市の合併後の市税の収納状況を申し上げますと、皆さん、御存じのように市税というのは市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、都市計画税が対象になります。県民税、所得税は県・国と分かれていますからね。この市税の各決算ごとの徴収額を申し上げますと、平成十九年には、三十七億九千二百三十五万入っています。平成二十年でも、三十七億三千二百八十二万、そして平成二十一年ではがくつと減つて三十五億一千七百五十万、平成二十二年では三十四億六百十八万、平成二十三年度決算では、三十四億八千八百二十七万と、平成十九年と比べますと、約三億円減っているわけですね。だから、やはり長引く不況が続いた場合は、職員の皆さん、大きな企業で働く従業員の皆さん方の所得を減らしたプラス分よりも市や県や国に入る国民の税金の、いわゆる減る額の方が大変大きくなって、結局市・県・国も税収減で大変になっているわけですね。

そして、この間の国家公務員、地方公務員、一般民間大企業の皆さん方の給料の減額は不況に関係するとともに、若者の皆さん方の結婚、そして結婚しても子供が希望どおり作れないという、いわゆる少子化の原因にもなっているということが、この間何回か政府を始めとした民間の機関もアンケート調査しておりますけれども、若い皆さん方のアンケート調査に答えているその一番のポイントは仕事がない、あっても収入が少ない、だから結婚できない、結婚しても子供が希望どおり作れないということになっていくわけですね。だから今の日本の抱えている不況と少子化という、この大きな解決しなければならぬ課題の原因になっているわけですね。だからこそ、やはり国民の所得を今増やす政策に切り替えなければ、いわゆる自分たちのやっていることが日本の不況、少子化の原因を作り出していくことになるわけであり

ます。

そして、国や地方は国家公務員、地方公務員の給料を引下げなければ財源がないのかといいますと、そんなことはありません。国においては、いわゆる政党助成金で一年間三百二十億が使われています。これは、今衆議院の議員定数は確か四百八十名かでしたけれども、約四百五十名の国会議員の一年間の歳費に相当するわけです。三百二十億ですからね。まずこんなことはすぐに減らせることですね。また大企業においても、従業員の給料を十数年間にわたって減らさないことには企業がつぶれるのかといいますと、そうではないわけです。資本金十億円以上の大企業の内部留保金は約二百六十兆円、今たまっております。二百六十兆円を国家予算との関係で比較しますと、日本の現在の国家予算は大体一般会計で九十兆円、特別会計を含めると約百兆円ですけれども、その百兆円の二・五倍のいわゆる内部留保金を十億円以上のわずか少数の大企業のため込まれているわけですからね、これを取り崩せば従業員の給料は下げなくてもいいし、雇用ももう少し増やせるのではないかなということが言える根拠は十分あるわけです。

したがって、私は日本のこの不況を立て直すためにも、また大課題である少子化問題を解決していくためにも、五條市の税収を上げるためにも、今回の議第二十九号、一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定につきましては、以上の理由をもちまして反対する次第であります。

○議長（峯林宏政） 以上で討論を終結いたします。

これより本五議案を議案ごとに採決いたします。

○議長（峯林宏政） 初めに議第二十九号、一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（峯林宏政） 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政） 次に議第三十号、五條市子どもサポートセンター条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政） 次に議第三十二号、五條市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政） 次に議第三十七号、平成二十五年五條市一般会計補正予算（第一号）議定についてを採決いたします。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政） 次に議第三十八号、奈良県広域消防組合の設立に関する協議に関し議決を求めることについてを採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。（「十四番、討論の通告をしていますよ」の声あり）
討論は終わっています。（「広域消防ですよ。」の声あり）

採決に入ると発言はないんですけど。（「事前に通告していませんんやで。」の声あり） 討論のときに挙手してもらわないことには、だめです。（「ちよっとそれは認めてください。事前に通告してあるんやから。」の声あり） ちよっと委員長……あのね、第二十九号、第三十八号のときに反対討論を挙手してもらわなければいけないのですけれども。（議場に声あり）

（間）

○議長（峯林宏政） 十分間ほどの休憩をいただきたいと思います。

午前十時三十分休憩に入る

午前十時四十七分再開

○議長（峯林宏政） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（峯林宏政） お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（峯林宏政） 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第二、議第三十一号を議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会福塚実委員長。

〔厚生建設常任委員長 福塚 実登壇〕

○厚生建設常任委員長（福塚 実）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第三十一号につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、十日の本会議において当委員会に付託され、十二日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

議第三十一号、五條市子ども・子育て会議条例の制定につきましては、昨年八月に、「子ども・子育て関連三法」が公布され、子供・子育て家庭の状況及び需要を調査・把握し、計画的な整備を行うため、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、その計画の策定については、子育て当事者の意見の反映や地域の子供及び子育て家庭の実情を踏まえた上で、策定することとされており、五條市においても子ども・子育て支援法の規定に基づき、子供・子育て支援等に関する重要事項について、調査・審議を行う「五條市子ども・子育て会議」を設置するもので、当局の説明により了承した次第であります。委員から、子ども・子育て会議委員及び臨時委員の定数並びに報酬についてただしたのに対し、「委員及び臨時委員二十人以内で組織するとしており、一つの案件について臨時的、専門的に調査させるケース等も考慮し二十人を上限としている。」また、報酬については、直近に定めた委員報酬の事例や他市の事例等も勘案し、会議出席日額五千元とした。」との答弁がありました。また、第三条第三項の各号についてただしたのに対し、各号で想定している例としては、第二号の「地域住民組織の代表者」は自治連合会会長、第三号の「子どもの保護者」は公立の幼稚園・保育所の保護者会の正・副会長、第四号の「子ども・子育て支援に従事する者」は、民生・児童委員連合会会長、私立保育園の理事長、公立保育所所長会の会長、公立幼稚園の園長の代表、第五号の「次世代を担う者」は、新成人の代表、第六号の「学識経験を有する者」は学識経験者、第七号の「市及び関係行政職員」は教育部長、あんしん福祉部長、第八号の「その他市長が必要と認める者」は専門職等を想定している。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「牧野A南(二)地区土地区画整理事業の計画変更に伴う協定書の変更について」及び「国道一六八号(阪本工区)道路改良計画について」報告を受けた次第です。

また、委員長から、新し尿処理施設整備事業に伴う周辺環境整備については、今後、地元の要望がまとまり次第、市長に提出されるようであるので、地元の要望を最大限尊重し、周辺環境整備を進めていただきたいとの発言がありました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(峯林宏政) ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(峯林宏政) 御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(峯林宏政) 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長(峯林宏政) 次に日程第三、同第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長(乾 旬) 同第一号、五條市公平委員会委員の選任について。

○議長(峯林宏政) 提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程いただきました同第一号、五條市公平委員会委員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

五條市公平委員会委員の選任につきましては、間林耕司委員の任期が平成二十五年六月三十日をもって満了するため、地方公務員法第九条の二第二項の規定により議会の同意を求めらるものであります。

お手元にお配りしておりますように、同氏の再任をお願いするものであります。

間林氏は、現在司法書士として、また五條市固定資産評価審査委員会委員長としての御活躍をいただいているところであります。さらに人格は高潔で、地方自治の本旨及び民主的な能率的な事務に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する人であります。

議員各位には何とぞ御理解をいただきまして、御賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第四、同第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）同第二号、五條市固定資産評価員の選任について。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程をいただきました同第二号、五條市固定資産評価員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。固定資産評価員の丸谷昭典委員が平成二十五年三月三十一日をもって辞任をされたため、その後任として、お手元にお配りしておりますように、五條市理事の青山智博氏の選任をお願いするものであります。

青山理事は行政経験が豊富で、固定資産評価員として適任者であります。

議員各位には何とぞ御理解をいただきまして、御賛同賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（峯林宏政）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第五、発議第四号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第四号、五條市政治倫理条例の制定について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十五年六月十八日提出

提出者 五條市議会議会改革特別委員会委員長 藤 富 美 恵 子

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明を求めます。議会改革特別委員会藤富美恵子委員長。

〔議会改革特別委員長 藤富美恵子登壇〕

○議会改革特別委員長（藤富美恵子）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されております発議第四号、五條市政治倫理条例の制定について、提案の趣旨説明を申し上げます。

政治倫理条例の制定につきましては、議会改革特別委員会において協議の結果、委員会として今後取り組んでいく事項として九つの項目を決定した中の一つに「政治倫理条例の制定」があり、本年二月から検討・協議を始めてから七回の委員会を開催し、取りまとめたものがございます。

この条例案につきましては、市長を始めとして、副市長及び教育長並びに市議会議員が、市民との相互の信頼関係を確立するためのものがあります。

第一条に本条例の目的を定めておりますが、公職者であります市長等及び議員が、その権限又は地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図るような行為は、公職者としての責務に反し、市民の信頼を失うこととなります。公職者は、常に説明責任を果たしていくことが必要であり、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することなど、自らが守るべき倫理基準を定めたものでございます。

内容につきましては、政治倫理基準のほか、公職者に関わる企業等との契約等辞退の努力規定、第三者機関の政治倫理審査会の設置、市民の調査請求権などを規定していますが、詳細につきましては、五月十三日開催の議員全員協議会において説明いたしておりますので、省略させていただきます。

なお、本条例の施行期日は、平成二十五年十月一日から施行するものでございます。

以上、提案の趣旨説明を申し上げますが、各位には何とぞ御理解いただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）それでは、ただいま提案されました五條市政政治倫理条例案につきまして、この条例の内容を正確に理解させていただくにおきまして、幾つかの質問、質疑をさせていただきます。

まず、その一つですけれども、条例案の第三条第一項の二号におきまして、「その権限又は地位を利用し、いかなる金品等の授受をしないこと。」というふうに提案されておりますけれども、いかなる金品等の授受というのは具体的にはどういうことになるのか、主なものだけを答弁いただきたいと思います。同時に、いかなるということは、社会的儀礼に関する金品もいけないのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

もう一つの質問は、第三条第一項第八号の「市から活動及び運営に対する補助・助成等を直接受けている各種団体等の正副の長又は役員に就任してはならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りでない。」として、ア、市長等が各種団体等の正副の長又は役員に就任するとき、イとしまして、市等が定める規定等により議員が各種団体等の正副の長又は役員に就任するときというふうに提案されているわけでありますけれども、補助及び助成等を直接受けている各種団体というのは、具体的にどういう団体なのか、主なものだけを答弁いただきたいというふうに思います。

次は、第三条第一項第十号「その地位を利用して、市等の職員に対する物品等の販売その他市等の職員との各種契約の締結を行わないこと」というふうに提案されているわけでありますけれども、この物品等の販売その他の職員との各種契約ということは、具体的にはどういうことなのか主なものだけを答弁お願いしたいと、同時に、締結してもいいことはないのかどうかですね、そしてこの条例の根拠となる法律はどの法律になるのかお聞きしたいというふうに思います。

次は、第三条第一項第十一号でございます。「市等の施設等の専有又は市等の施設での一切の営業、販売等をしないこと」ということが提案されておりますけれども、ここでいう専有というのとはどういう状態を指すのか、答弁をお願いしたいと思います。

次、四条に移ります。四条第一項には「市長等及び議員は、市長等議員の配偶者若しくは二親等以内の親族が経営している企業又は法人若しくは市長等又は議員が実質的に経営に関与している企業又は法人に対し、市等に対する契約等を辞退させるよう努めなければならない。」ということと提案されていると思えますけれども、御存じのように、広島県の府中市議会におきまして、二親等についての訴訟がされまして、その裁判が広島高等裁判所で行われたわけでありますけれども、判決の結果が平成二十三年十月二十八日で出ております。その判決の主な内

容は、いわゆる二親等企業に対して地方公共団体との締結を辞退することを義務付けることは、企業等に経済活動の自由を保障していると、憲法また議会の議員には議員活動の自由を保障している地方自治法、憲法等々からいいますと、府中市と請負契約を締結した企業が、締結した契約の辞退を求められることは当該企業の経済活動の自由を制限すると、また当該企業が契約に辞退届けを提出することについて議員に努力義務が課せられ、その違反に対して警告や辞職勧告等の措置を講じられることは、当該議員としての活動の自由を制限する、その制限が適用であるためには制限が憲法上合理的に必要なものであることが求められるということで、二親等以内ということに関して違憲の判決を出されているわけであります。こういう状況の中で、議会改革特別委員会の皆さん方には御苦勞を掛けていますけれども、やはり裁判所でも判決の食い違いがあるという点とか、専門家の間でも意見が食い違うという、こういう二親等の件につきましては、やはり控えて一親等という提案で今回の議会に提案されるべきであったと思えますけれども、その点についての答弁をお願いしますというふうに思います。最後ですけれども、第八条、審査会の調査ということで提案されておりますけれども、この審査会は何を基準に審査をしていたかどうか、それを答弁いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（峯林宏政）議会改革特別委員会藤富美恵子委員長。

○議会改革特別委員長（藤富美恵子）まず、大谷議員の質疑の答弁に先立ちまして、本条例案策定に当たっては議会改革特別委員会において奈良県下各市の条例などを参考にして一条ずつ種々検討を進めてまいりました。

本条例の趣旨、目的は第一条に、「市長等及び議員が自己の権限又は地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないように必要な措置を定める」としております。

それでは、大谷議員の質疑の一つ目、第三条第一項第二号でのいかなる金品等の授受をしないことの、授受してはいけない金品等を具体的に主なもの、それから社会的儀礼の金品もいけないのかという質疑に対して答弁させていただきます。

第三条第一項第二号に、その権限又は地位を利用し、いかなる金品等の授受をしないことと、規定しています。正にその文言のそのとおりでございます。権限又は地位利用により不正に授受されるものはいかなるものとございますので、どのようなものも授受してはいけない金品等に当たります。社会的儀礼に係る金品等につきましては、社会通念上の範囲に判断が求められますし、細かな点につきましては、自らが備えている倫理基準により判断をすることになるかと思われれます。

次に、二つ目の第三条第一項第八号での補助、助成等を直接受けている各種団体等を具体的にどういう団体であるのか主なものをといて質疑でございますが、個々具体的に表現はしておりませんが、市から直接〇〇補助金、又は〇〇助成金として補助金なり助成金を受けている団体としていますから、例えば五條市花のまちづくりの事業補助金、社会福祉協議会補助金、シルバー人材センター補助金、五條市漁業協同組合補助金、市体育協会補助金などが該当することになります。

次に、三つ目の第三条第一項第十号での締結を行ってはいけないことを具体的に答弁を求め、また根拠となる法律はどれに当たるのかという質疑でございますが、ちよつとこの質疑の趣旨が明確ではありませんが、この規定は地位利用による市等の職員に対する不当な物品等の販売と契約の締結の禁止を定めております。基本的に議員による正当な政治活動を禁止するものではないと考えております。根拠となる法律でございますが、ございません。

次に四つ目、第三条第一項第十一号での専有とはどのような状態なのかにつきまして、説明させていただきますと、市等の施設をもつばら自分のところだけで所有することで、共有と相對する意味となります。字のとおりでございます。

次に五つ目、第四条第一項では広島高裁の違憲判決も考えれば、一親等以内とすべきであったのではないかと質疑につきましては、平成二十三年十月の広島高裁の府中市議会議員政治倫理条例に係る損害賠償請求控訴事件の判決文をよく読んでいただければ御理解いただけるかと思えます。この事件は二親等を違憲とした判決ではなく、企業に契約等を辞退することを義務付けたことが違憲であるとの判決でございますので、議会改革特別委員会において検討の結果、企業等に対して辞退義務を負わせることはできないものとして、市長等及び議員に対し、市等に対する契約等を辞退させるよう努めなければならないという努力義務を規定いたしました。

最後に、六つ目でございます。第八条第一項では審査会の審査は何を基準に審査をするのかについての質疑でございますが、まず本条例案による五條市政治倫理審査会は地方自治法第百三十八条の四第三項の規定により執行機関の附属機関として設置するという位置付けであります。この審査会は市民の調査請求権により市長等又は議員が第三条第一項及び第四条第一項の規定に違反している疑いがあるとき、又は第九条の規定によるときに調査を請求されるものでありますから、基本的に第三条第一項及び第四条第一項の規定を基準に審査が行われるものと思われれます。

以上でございます。

○議長（峯林宏政）質疑を終わります。

本案に対して大谷議員ほか一名から修正の動議が提出されました。

この際、提出者の説明を求めます。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄登壇〕

○十四番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可をいただきましたので、修正提案をさせていただきますと思います。

修正提案をさせていただく目的、理由をまず申し上げます。

それはですね、今委員長報告にもございましたように、この提案された条例の目的第一条に、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員が、市民全体の奉仕者として、その人格及び倫理の向上に努め、いやしくも自己の権限又は地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないように必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼を得るとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とするというこの目的が、いわゆる達成していただくためと、そして併せて不正でない行為を条例で規制することにならないようにという、この目的と理由をもちまして修正議案の提案をさせていただきますというふうに思います。

修正議案のまず第一は、条例案第三条第一項第二号の、その権限又は地位を利用し、いかなる金品等の授受をしないこととありますけれども、このいかなる金品の授受ということについての今委員長の答弁にもありましたように、不正な金品の授受ですね、これを禁止するためと、しかし社会的常識上の儀礼的なことは、やはりよく検討すべきではないかという答弁があったわけでありまして、大体委員長の答弁は理解させていただくわけでありまして、具体的に申し上げますと、「いかなる」というところを削除していただいて、その代わりに「職務の公正を疑われるような」に改めていただくよう、提案させていただきます。

その理由を申し上げます。

委員長答弁にもありましたように、職員採用のあっせん、請負工事の口利き等々はあっせん収賄罪によって罰せられます。公共工事の予定価格を聞き出したりした場合は、偽計入札妨害罪に引っかけますね。だからこういうふうには、金品の授受をしてはいけない不正な行為は大体法律でいわれるはつきりしているわけでありまして、しかし社会的な、儀礼的なことにつきましては、例えば議員が事業をしている場合の事業収入、今議員といいましたけれども、この条例は市長も共になっていますから、議員、市長が事業をしている場合の事業収入、企業の役員や雇用者である場合の報酬、給与、それと新築祝、出産祝等公選法で規制されているもの以外の、いわゆる社会的、儀礼的なことはやはりこ

の規制から外すべきだというふうに思います。そうなれば、「いかなる」という表現は不正確ではないかと思しますので、先ほど提案させていただきますましたように、「職務の公正を疑われるような」に、改めていただくことを提案させていただきます。次第であります。

次の修正提案を申し上げます。

次の修正提案は第三条第一項第八号でございます。「市から活動及び運営に対する補助・助成等を直接受けている各種団体等の正副の長又は役員に就任してはならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りでない。」とありますけれども、この「正副の長、又は役員」を削除していただいて、「長に就任してはならない。」というふうに修正提案をさせていただきます。次第でございます。

その理由を申し上げます。

御存じのように、市から直接補助を受けている団体もたくさんあります。その中には、いわゆる大きな市から補助金をもらって、その事業が自治体行政の、五條市政の一環をなすと思われる団体もあります。社会福祉法人とか学校法人とかね。しかし同時に自ら五條市を良くなそうということで自主的に作られた任意団体もあります。例えば自治会、自主防災、その他いろいろありますね。だから、やはりこれも正確にしなければ、五條市を良くなそうという気持ちで頑張っているという自主的な任意団体の皆さん方の活動を停滞させることにもつながっていきます。したがって、先ほど提案させていただきましたように、「正副の長又は役員」を削除して「長」に改めていただくという修正提案をさせていただきます。次第でございます。

次です。

三条第一項第十号、委員長長の答弁にもございましたように、地位を利用して不正という表現が使われたと思えますけれども、行為だということでございますけれども、より正確さを期する条例にするために、その地位を利用して市等の間に、「不正に」を入れていただくことが必要になるのではないかとというふうに修正提案をさせていただきます。次第でございます。

その提案の理由を申し上げますと、御存じのように、政党活動の自由等々は対象にはならないという答弁もあつたわけでありますけれども、しかし政党活動でも脅迫的なやり方、押売的なやり方というのは、現在の法律でも規制されておりますから、だからやはり先ほど提案させていただきましたましたように、市等の前に不正を付け加えていただくことが一層正確さが維持されるのではないのでしょうか。提案の理由は以上です。それと、次に、第三条第一項第十一号でございますけれども、十一号は「市等の施設等の専有又は市等の施設での一切の営業、販売等をしていないこと」ということになっておりますけれども、この点での修正提案は、市等の前に「その地位を利用して」ということを付け加えていた

だくことが、一層正確さが増すのではないかなと思います。専有の内容についての答弁は、個人的に専有をいう所有するというところでございましたので、当然それはいけないことでありますので、内容については憲法でも根拠法がありますので、あれですけれども、やはりここにも正確さを増すために、初めに「その地位を利用して」ということを付け加えられることを提案させていただく次第でございます。

次の提案ですけれども、第四条第一項です。「市長等及び議員は、市長等及び議員の配偶者若しくは二親等以内の親族が経営している企業又は法人若しくは市長等又は議員が実質的に経営に参与している企業又は法人に対し、市等に対する契約等を辞退させるよう努めなければならない。」というふうになっておりますけれども、このところでの修正提案は、「二親等以内」というのを「一親等以内」に改められるように修正提案をします。

提案の理由を申し上げたいと思います。質疑でも申し上げましたように、広島高等裁判所の判決の内容は、やはり二親等以内ということも関連した判決内容です。全く関係がないということではないわけであります。同時に奈良市の議員の皆さん方が政治倫理条例を作る上において、奈良市のやすらぎ法律事務所の弁護士に相談されておりますけれども、そのときの弁護士の二親等に対する返答は、論点となっております。二親等規制は維持すべきと考えるが、慎重な議論、検討が必要であるというふうには、法律の専門家の弁護士でもやっぱりこういう慎重な検討をされているわけですね。だから裁判所の判決も両方あり、法律の専門家も意見が分かれるというやはり状況にあるわけですから、五條市の議会へ提案する場合は、多数の皆さん方に理解の得られる一親等に下げて提案されるべきではなかったのかなというのが、提案の理由でございます。

以上、修正提案とさせていただきます。

○議長（峯林宏政） 提出者の説明が終わりました。

ただいまの修正案に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政） 御異議なしと認めます。よって本件は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、初めに山口耕司議員の発言を許します。二番山口耕司議員。

〔二番 山口耕司登壇〕

○二番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されております発議第四号、五條市政治倫理条例の制定について、私は議会改革特別委員会において、この条例案策定に参画した委員の一人として、原案に賛成の立場から討論をいたします。

本条例制定の経緯につきましては、先ほど議会改革特別委員会委員長から説明がありましたところですが、県下十二市で制定されていないのは五條市と桜井市で、既に多くの自治体では施行されております。

政治倫理条例の制定につきましては、委員間において種々検討した結果、まず最初に取り組まなければならない大きなテーマであるとの考えの下、奈良県内や先進市の条例などを参考にしながら、いろいろな角度から検討を行い、取りまとめを行ったところでもあります。

本条例の趣旨・目的は、市政の担い手である市長等及び議員が、それぞれが持っている人格と倫理の更なる向上に努め、それらを個々具体的に明文化することで市民に対する約束となり、それが相互の信頼関係を形成して、ひいては公平で開かれた市政の発展に寄与するということでございます。

本条例の重要ポイントは、まず一つ目には自ら守るべき倫理基準を定めるというものであります。

条例の性格から制裁規定は定めずに、あくまで努力義務を定めており、それに対する違反は、自らが律していくものとしています。

二つ目に、この倫理基準を明文化することによって、市民に対する約束となるというものです。

三つ目に、市民が正しい情報を取得できる制度であるというものです。

以上が本条例の重要ポイントとなりますのでありますが、この条例を制定することにより、市長等及び議員は、政治倫理に関する規律と市民全体の奉仕者であるとの自覚を更に高めるとともに、市民にも市政に対する正しい認識を持つてもらえるものと確信しています。

以上、議員各位には、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます、私の賛成討論といたします。
ありがとうございました。

○議長（峯林宏政）次に、田原清孝議員の発言を許します。十五番田原清孝議員。

〔十五番 田原清孝登壇〕

○十五番（田原清孝）発言の許可をいただきましたので、反対討論というのじゃなしに、ちょっと修正をしていただいて、より良い条例になっ
ていただくように努めていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

この倫理条例を見ましたときに、「市長等又は議員は市民の奉仕者として、その人格及び倫理の向上に努めなければならない。」ととなっておりますんやけれども、第三条の人では「市から活動及び運営に対する補助・助成等を受けている各種団体等の正副の長又は役員に就任してはならない。」となっておりますけれども、やはりこれは奉仕団体として市から直接金を受け取っているとなったらいけませんけれども、そうじゃなしに、もうちよつと柔らかく、そして五條市という、こういう田舎町ですから、皆さんが大体何なりの役員をしていかなければならない、それを制限されるということは、私はちよつと行き過ぎではないかと思えますし、そしてまた第四条では、「市長等及び議員は、市長等及び議員の配偶者若しくは二親等以内の親族が経営している企業又は法人若しくは市長等又は議員が実質的に経営に関与している企業又は法人に対し、市等に対する契約等を辞退させるよう努めなければならない。」となっておりますけれども、例えばいろいろありまして、奈良市の弁護士さんに相談しながらやったことですから、奈良市では二親等というのは、企業で次の各号に係るものに対してとありますんやけども、その中にただし書きで一、二、三とあって、一は議員が資本金その他に準ずるものの三分の一以上を出資している企業とか、これは奈良の弁護士が言うてやっておるわけですね、そしてまた議員が年間百万以上の報酬とか顧問料をもらっておる企業、そしてその議員が経営、または主要な取引に関与している企業、こういうようにただし書きでただしておるわけですが、五條のはそうではなしに、一つになつておるのがなかなか厳しいわけでございます、まだこの中には契約となつたらいろいろと、民法で調べてみたら十三章あるわけですが、十三章の中にも市営住宅、これも二親等以内の者が契約をしておつたらいかんとなつてくると、市営住宅に入つておる方々が立候補することができないということになりますから、これらも明文化してくるということではなかつたらいかんのではないかなと思えます。

そして、契約というのはいろいろあつて、この前教訓を得たばかりですけれども、十二号台風の水害で、これも直接私たちリバーサイドホテルで契約をして、そして避難所としてそこを使つていただいた。これが今度ではできなくなると、そういう場合のときには、何か明文を入れて災害等のあつたときは…、とか何かなかつたら今のこのままであつたら申し訳ないけれども、災害に遭つても避難場所にも使ってもらえない、そしてまたいろんな方が泊まっても、市との契約があかんとなつたら泊まってもらえない、こういう形にもなりかねないのでね。ひとつその点十分気を付けていただいて、そして今大谷議員さんが言われたように直していただき、またこの文ももうちよつといろいろと調べていただいて、やつていただきたいと思えます。

この前、議会運営委員会で鹿児島県の三市に聞きに行ったのですけれども、そのときの一市は全然聞かなかつたのですが、一市の人には二親等といういわれはないけれど、これ…ということのある議員が質問しましたら、いやいやそういうものは法律でちゃんと決めているとか、

法律でやってもらうんやと、もう一市の方は、いやそれはしなかったんだという会話も、内緒話みたいな話で二、三人で聞かせていただいたときには、いやあることはあったんだと、あったけれども、こういうものは全員一致で決めるべきで、一人が反対したり、賛成多数でしたりするものではないので下げましたと、こういうふうに言っておるのですけれども、こういう規則、そしてこれは気持ちと違います。活字になって出てきますから、日本全国全部に出ていくのですから、やはり慎重にやっていたきたいと思いますので、よろしく願います。

○議長（峯林宏政）以上で討論を終結いたします。

これより発議第四号、五條市政治倫理条例の制定について、大谷龍雄議員ほか一名から提出された修正案について採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（峯林宏政）起立少数であります。

よつて修正案は否決されました。

○議長（峯林宏政）次に原案について採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。（「十四番」）の声あり

十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）採決は起立というふうには、今議長が言われたのですけれども、先ほど申し上げましたように、全体としての内容につきましては、いい面も含まれております。ただ一部正確さを期するために修正議案を提出させてもらったわけでありまして、この藤富委員長から提案されたこの原案につきましては、退席して採決には棄権をさせていただきますので、取り計らいのほどをどうかよろしくお願い申し上げます。（「九番」の声あり）

○議長（峯林宏政）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）私も政治倫理条例そのものは基本的には賛成でございますけれども、特に第三条八号の各種団体の役員はしてはいけないというところにつきましては、理解できませんので私も退席させていただきますので、議長の方でよろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

ます。（「十五番」の声あり）

○議長（峯林宏政）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）私も同じ理由で退席させていただきます。

○議長（峯林宏政）原案について採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（峯林宏政）起立全員であります。

よつて発議第四号、五條市政治倫理条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○議長（峯林宏政）次に日程第六、発議第五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第五号、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十五年六月十八日提出

	提出者	五條市議会議員	山口耕司
	賛成者	五條市議会議員	田原清孝
〃	〃		池上輝雄
〃			川村家廣

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明を求めます。二番山口耕司議員。

〔二番 山口耕司登壇〕

○二番（山口耕司）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第五号、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書の提出につきまして、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の早期制定を求める意見書（案）

我が国では、障害者基本法第四条において、障がい者に対する「差別の禁止」が規定されているものの、行政機関や民間事業者等による差別的扱いの禁止行為や差別解消のための具体的な対応など、同規定の実効性を確保する措置等を定めた法律が制定されていません。

一方で現在、米国、EU、カナダ、オーストラリア、韓国、インド等多くの国々で、障がい者に対する差別禁止及び障がい者の社会参画の権利等を定めた法律が制定されています。

また、国内においても、北海道、岩手県、千葉県、熊本県、さいたま市、八王子市等の地方自治体が障がい者に対する差別禁止に係る条例等を制定しています。

また、現在、約百三十箇国が二〇〇六年に国連総会で採択された障害者権利条約の署名、批准を終えています。我が国は同条約との法的整合性を担保する法制度の整備が十分ではないため、同条約を批准できない状況が続いています。

こうした国内外における状況を踏まえ、国においても障害者自立支援法の改正や障害者虐待防止法の制定、障害者基本法の改正など、障がい者に係る施策の充実を図るための法整備が進められてきたところです。

去る、四月二十六日に政府から提出された、障害者基本法第四条の規定を具体化する、「障害を理由とする差別の解消の推進に係る法律案」（通称：障害者差別解消法案）は、これまでの国における取組の集大成ともいえるものであり、多くの障がい者や関係者から同法の早期施行が求められています。

また、同法の施行により、我が国の障害者権利条約の批准のための環境が整うことにもなります。

よって、国会及び政府に対し、次の事項の実現を強く要望します。

記

一 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」の早期成立・施行を図り、雇用、教育、公共交通、医療、役務の提供など、あらゆる分野における障がい者の権利利益を侵害する社会的障壁の除去に努めるとともに、障がい者が社会参加するための環境整備を一層進めると。

二 本法制定後、本法に基づき、政府全体の方針として定める「障害者の差別の解消の推進に関する基本方針」並びに同方針に即して行政機関や地方公共団体等が定める、職員のための要領、及び各事業分野を所管する主務大臣が定める「事業者のための指針（ガイドライン）」については、障がい者や関係事業者等の意見を最大限尊重し、十分に反映したものとすること。

三 障がい者が差別により制限された権利を速やかに回復できるよう、既存の紛争解決機関等の活用の推進も含め、相談及び紛争防止・解決のための体制の整備・拡充を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成二十五年六月十八日

五 條 市 議 会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。
ありがとうございます。

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（峯林宏政）起立全員であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。
なお、意見書の取扱いにつきましても、議長に御一任願います。

○議長（峯林宏政）次に日程第七、発議第六号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第六号、速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を推進する意見書について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成二十五年六月十八日提出

提出者 五條市議会 議会運営委員会

委員長 川 村 家 廣

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会川村家廣委員長。

〔議会運営委員長 川村家廣登壇〕

○議会運営委員長（川村家廣）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第六号、速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を推進する意見書の提出につきまして、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を推進する意見書（案）

二〇〇九年（平成二十一年）五月、に市民が刑事裁判に参加し、裁判官とともに被告人を裁く裁判員裁判が開始された。

この制度は、法律の専門家ではない市民が裁判員として裁判に参加することで、裁判に健全な市民感覚及び社会常識を反映し、もってその内容を適正化することが期待されている。

裁判員である市民の意見を最大限反映し、裁判員裁判を円滑に実現するためには、裁判が市民にとってわかりやすいものであることが必要である。

裁判で供述調書の任意性や信用性が争われたような場合でも、裁判員がその判断に窮することのないよう、適切な方策が講じられなければ

ならない。

このような見地から、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）は不可欠なものである。

なぜなら、取調べを全て録画することで、取調べの状況が検証可能となり、これにより初めて裁判員が供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、かつ、正確になし得るようになるからである。

また、取調べの可視化は、これを行うことで、密室での取調べに伴って発生する捜査官の暴行・脅迫・利益誘導等による自白強要や虚偽自白とともに、氷見事件や志布志事件、足利事件に代表されるように、現在も後を絶たないえん罪を防止することができ、被疑者・被告人の人權保障を図る上でも不可欠なものである。

現在、検察庁では、裁判員裁判対象事件などの一定事件につき、検察官の裁量により取調べの全部又は一部の録画が行われており、また、警察庁でも一部録画などの試行がなされているが、既に裁判員裁判が実施されていることも踏まえて、速やかに取調べの全過程の録画を行うことで、取調べの可視化を実現しなければならない。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

平成二十五年六月十八日

五 條 市 議 会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（峯林宏政）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（峯林宏政）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第一百五十五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出
一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（峯林宏政）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会いたした
いと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（峯林宏政）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

○議長（峯林宏政）閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成二十五年五條市一般会計補正予算を始め、多数の重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り、また円滑なる運営に御
尽力、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際しましては、本会議並びに常任委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され市政の一層

の向上を目指して御精励くださいますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

市長から御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）平成二十五年第二回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る六月三日に開会されましたこのたびの定例会におきましては、平成二十五年一般会計補正予算案並びに奈良県広域消防組合の設立に関する協議など各種の重要案件につきまして、本会議並びに各常任委員会において慎重に御審議を賜り、可決、承認、同意を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

審議の中で議員各位から賜りました貴重な御意見、御提言につきましては、十分にその意を踏まえまして、今後の行政運営に反映をさせていただきます。ただ所存であります。

さて、既に報道等で御存じのことと存じますが、このたびの消防職員の不祥事に対する処分につきまして、去る六月十二日に当該消防職員を懲戒免職処分いたしました。

このたびの職員の不祥事につきまして、市議会並びに市民の皆様方に深くおわびを申し上げます。

今後、より一層の綱紀粛正に努め、市政の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいる所存であります。

議員各位におかれましても、より一層の御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わりに当たり、これから厳しい暑さを迎えるわけですが、議員各位におかれましては、健康には十分御留意をいただきまして、今後とも市政発展と市民の幸せのため一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（峯林宏政）これもちまして、平成二十五年五條市議会第二回六月定例会を閉会いたします。

午前十一時五十八分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

署 名 議 員	署 名 議 員	署 名 議 員	議 會 議 長
藤 富 美 恵 子	川 村 家 廣	山 口 耕 司	峯 林 宏 政